

平成 30 年度 大阪府障がい者施策推進協議会

意思疎通支援部 盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ 議事概要

■日 時：平成 31 年 2 月 8 日（金）14:00～16:00

■場 所：大阪府庁新別館北館 1 階 会議室兼防災活動スペース 1

■出席委員（五十音順・敬称略）：

- ・門川 紳一郎 NPO 法人ヘレンケラー自立支援センターすまいる 理事長
- ・河合 茂尚 社会福祉法人大阪障害者自立支援協会
大阪府障がい者社会参加促進センター所長
- ・愼 英弘 四天王寺大学 名誉教授【座長】
- ・田中 康弘 NPO 法人大阪盲ろう者友の会 代表理事
- ・古田 朋也 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 議長

議題 1 盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループの運営等について

- ・事務局より議題について説明し、特に意見なし。

議題 2 「盲ろう者通訳・介助」等の支援のあり方について

資料 2 「大阪盲ろう者支援センター(仮称)」について

○事務局

- ・議題 2 資料 2 の説明。

○委員

- ・盲ろう者支援センターの考え方を打ち出してくれたことは大きな前進。
- ・大障協が運営主体で、友の会とすまいるがこれに協力し、三団体が協力して盲ろう者支援センターを標ぼうするものと理解しているが間違いはないか。
- ・東京都、兵庫県は、盲ろう者支援センターを当事者団体が運営。大阪府も今は難しいかもしれないが、将来的には、友の会、すまいるが、歩み寄って力をつけて、大障協から切り離して、当事者団体が盲ろう者支援センターを運営していければと思っている。

○事務局

- ・今年度、大障協、すまいる、友の会の連携のもと、養成研修のカリキュラム検討会等を行った。今後とも、引続き連携することが望ましい。「支援センター」は大障協、すまいる、友の会は、「支援センター連携機関」あるいは「支援センターサテライト」といったこととなる。府としても PR 面で支援していきたい。

○委員

- ・今後、PR していくにあたり、「連携」では少し弱いように思うので、例え

ば「協力団体」などとしては。

○事務局

- ・「協力」よりも「連携」や「協働」の方が、取組み上のパートナーとしてのイメージが強く伝わりやすいと考えている。具体的には、事務的に詰める。

○委員

- ・今の段階では、まず一緒にやっ払いこうということが大事。
- ・今回の案は、「大阪盲ろう者支援センター」となっているが、「大阪府盲ろう者支援センター」とすべきだ。「大阪」よりも「大阪府」の方が公的関与のあることが明確。「大阪府」としない理由があるのか。
- ・運営の主体は大障協で、友の会とすまいるは、これに協力していくものと認識しているが、三者は対等な立ち位置なのか。

○事務局

- ・「大阪府」としないのは、政令中核市と共同実施しているため。
- ・三者は、府のパートナーとして対等な立ち位置である点に関して、従来と変更はない。

○委員

- ・「支援センター」の理念・哲学が不明瞭。盲ろう者支援センターを標ぼうすることでどういった効果があるのか、盲ろう者福祉の将来像をどう描いていくのか、今の段階では理解が難しい。今日をきっかけに議論してから、標ぼうすべき。現状では、盲ろう者支援センターを標ぼうするには課題がある。
- ・府民にもわかりやすいように、理念哲学の整理は必要と考えている。

○事務局

- ・理念や哲学は、通訳・介助者の派遣・養成、盲ろう者社会参加支援事業の**3**事業の理念・哲学と同じ。盲ろう者の社会参加促進等を図るための制度。これらについて、盲ろう者に対して制度周知をより図りやすくするため、まとめて「支援センター」と呼ぶこととするほか、関係機関との連携性も明確にし、盲ろう者支援機能も位置付けられる府立視聴覚障がい者情報提供施設の**2020**年度早期オープンも見据え、来年度から事業名称を「支援センター」とするもの。
- ・「支援センター」そのものの充実をいかに図るか等については、引続き、この場等においてご議論いただければ。

○委員

- ・府の説明では、共同実施市に配慮して、「府」を外したとのことだが、共同実施市が反対しないのであれば、「府」は残した方がよいと考える。

○事務局

- ・委員意見を踏まえ、共同施設市に意見照会を行う。

○座長

- ・共同施設市に異論がなければ、「府」を残すことで進めることでよいか。

○全委員、了。

○委員

- ・友の会としては、「盲ろう者支援センター」の看板を掲げたい。
- ・友の会、すまいるそれぞれも、「盲ろう者支援センター」を名乗ればよい。「サテライト」という表現は適当ではないと思う。

○委員

- ・来年6月の府立視聴覚障がい者情報提供施設オープンをきっかけに、盲ろう者支援センターとして取組むことは難しいのか。そこに、友の会とすまいるが連携・協働していくのがよいかと思う。

○委員

- ・事務局の説明では「盲ろう者支援センター」の理念・哲学を理解するのは難しかった。府民に対してもわかりやすいものでなければならない。理念・哲学の整理をしっかりと行っていただきたい。

○事務局

- ・委員ご指摘のとおり、「盲ろう者支援センター」の理念・哲学については、さらなる整理が必要な状況かと思う。このため、今後も引き続き、「盲ろう者支援センター」をどのように位置付けるべきか等について、この部会において、ご議論いただければと思う。

○委員

- ・**2020**年の新しい施設を支援センターに位置付けるためにも、今年度中にもう一回、部会を開催するなど、集中した議論を行うべきではないのか。
- ・**2020**年までに結論が得られない場合は、どうなるのか。

○事務局

- ・日程的な面などから、部会複数回開催などの対応は、基本的に難しい。
- ・**2020**年までに結論が得られない場合は、「盲ろう者支援センター」と標ぼうすることについては、難しいということになるが、いずれにせよ、新たな施設の機能に、盲ろう者通訳・介助等は、位置付けられる。
- ・一旦、施設がオープンしてしまっただけからは、後から事業名称を変更することは難しいため、基本的には「支援センター」と標ぼうすることは見送ることになってしまうと思う。

○座長

- ・理念や哲学に関しては、通訳・介助者の派遣・養成、盲ろう者社会参加支援事業の**3**事業の理念・哲学と同じであり、それらを「支援センター」とするということで理解できる。
- ・ただ、「センター」というと、場所をイメージしがち。事業名称との兼ね合

いはどのようなになるのか。

○事務局

- ・事業名称としては、「盲ろう者支援センター事業」、事務所等については、「盲ろう者支援センター」あるいは「センター連携機関」といった形となる。

○座長

- ・事業名称が「盲ろう者支援センター事業」、事務所等については、「盲ろう者支援センター」あるいは、「センター連携機関」ということで、一定の方向性は出ていると思われるが。

○事務局

- ・**2019**年度からは、事業名称を、「盲ろう者支援センター事業」、事務所等については、「盲ろう者支援センター」、友の会とすまいるの連携機関の名称については、今後詰めていく。

○全委員、了。

資料3「大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣制度の利用者登録基準」について

○事務局

- ・議題2 資料3の説明。

○座長

- ・現状では、府の利用者登録基準は、全国標準レベル。よって、今後も他府県の状況を注視しつつ、見直しの要否を検討していくことでよいと思うが、意見は。

○委員

- ・ろうベースの方は視覚、盲ベースの方は聴覚の障がいが徐々に重くなっていくなどの実情がある。利用者登録基準を厳しくすることについては慎重に判断すべき。

○座長

- ・それでは、今後、他府県の状況を注視しながら、検討していくことで進めていただきたい。他に意見は。

○全委員、了。

資料4「大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修及び現任研修に係る修了試験の導入」について

○事務局

- ・議題2 資料4の説明。

○座長

- ・小テスト等の理解度に応じて、必要な場合は、修了はさせるが、盲ろう者の安全等を考慮して、登録させないという件、どうか。

○委員

- ・福祉分野は人材不足であり、基本的に修了者は全員登録して、現場で育てていくのが理想。それよりも、登録しているものの一切稼働していない通介者の方が問題。

○事務局

- ・福祉人材不足は社会問題であるが、盲ろう者通訳・介助に関して人材不足であるとの確認はできておらず、稼働実績のない通介者がいる状況。
- ・一方、通介者はOJTで育てるとというのが引続きの基本であり、今年度試行的に実施した小テストの結果等を踏まえて、盲ろう者の安全等を考慮して、小テスト等で養成研修の理解度の確認等を行いつつ、現場のみならず、養成研修においても確実に通介者を育てていこうというもの。

○委員

- ・小テストを欠席した場合は別の日に受験させるべき。また、修了試験を欠席した受講生への対応はどうするのか。また、受講者を落とすための試験であってはいけない。全員登録ができるようにサポートしていくことが大事だと考えている。
- ・現状では、修了の要件として、移動介助実習と現場実習は欠席してはいけないとしているが、これに通訳・介助実習も加えるべき。
- ・小テスト及び修了試験の成績が悪く、盲ろう者通訳・介助者として登録しない者については、同行援護従業者養成研修の修了も見送るべき。

○委員

- ・小テスト、修了試験の実施は賛成。これに実技試験も加えるべき。受講者の中には、筆記試験は苦手だが、実技は得意という人がいる。
- ・今年度より、手話もしくは点字の技術がなくても意欲のある人は受講できるように間口を広げた。小テスト、修了試験は、質の確保のためにも、受講者に前向きに学んでいただくための気持ちを促すためにも必要と考えているが、当然ながら、落とすための試験であってはならない。
- ・登録のみして稼働していない通介者については、稼働するように促すなどの対応が必要と考えている。

○委員

- ・小テスト及び修了試験の成績の悪い受講生については、現場で育てていく仕組みを作っていくことが大事。

○座長

- ・事務局、どうか。

○事務局

- ・通訳・介助実習の欠席は認めない方向で進める。
- ・盲ろう者通訳・介助者として登録しない者について、同行援護従業者養成研修（以下「同行援護」）の修了も認めてはいけないという点については、そもそも同行援護の要件に試験が課されていない。
- ・実技の試験については、技術面の理解度を問うのも必要であり、講師の協力が得られるのであれば、実施するのが理想。そのうえで、友の会、すまいるの協力も得ながら、**OJT**を重ねていただければと考える。

○委員

- ・実技の試験は、誰がどのように評価するのか。受講生一人ひとりの実技を盲ろう者一人ひとりが評価することになるなら、そのための謝礼も必要。この点をしっかりと理解していただきたい。

○座長

- ・盲ろう者通訳・介助者の修了者を同行援護の修了者として取り扱うことは問題があると以前より思っていた。盲ろう者への同行援護はよいが、視覚障がい者に特化した同行援護を学んでいないことから、視覚障がい者への同行援護は認めるべきではないと以前より思っていた。

○事務局

- ・現状では、盲ろう者通訳・介助者養成研修の修了者が同行援護の修了者としても扱われる。また、同行援護は指定事業者が実施する。一方、盲ろう者通訳・介助は大阪府の事業。両事業は、制度上、一線を画する。
- ・また、意思疎通支援全般でみると、手話通訳者、要約筆記者ともに登録試験が課されている。一方、盲ろう者通訳・介助者のみ登録試験が課されていない。試行的に実施した小テストの結果からも、養成研修の過程において、その都度、理解度を確認することは必要。実技面に関しては、触手話等はグループ単位での確認も可能であるし、指点字については、ブリストアの活用等が考えられる。具体的には事務的に詰めるべきこと。

○座長

- ・通訳・介助者は、盲ろう者との相性もあり、現場で育てていくのは難しい側面もあることへの理解は必要。
- ・小テスト及び修了試験において、一定の理解度に達していない者について登録しないということで問題ないかと考えるが、どうか。

○委員

- ・いわゆる合格点を必要以上に高く設定しないようお願いしたい。
- ・通訳・介助者として、どう育てていくかが重要である。

議題3 その他

・事務局より議題について説明し、特に意見なし。

以上